

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

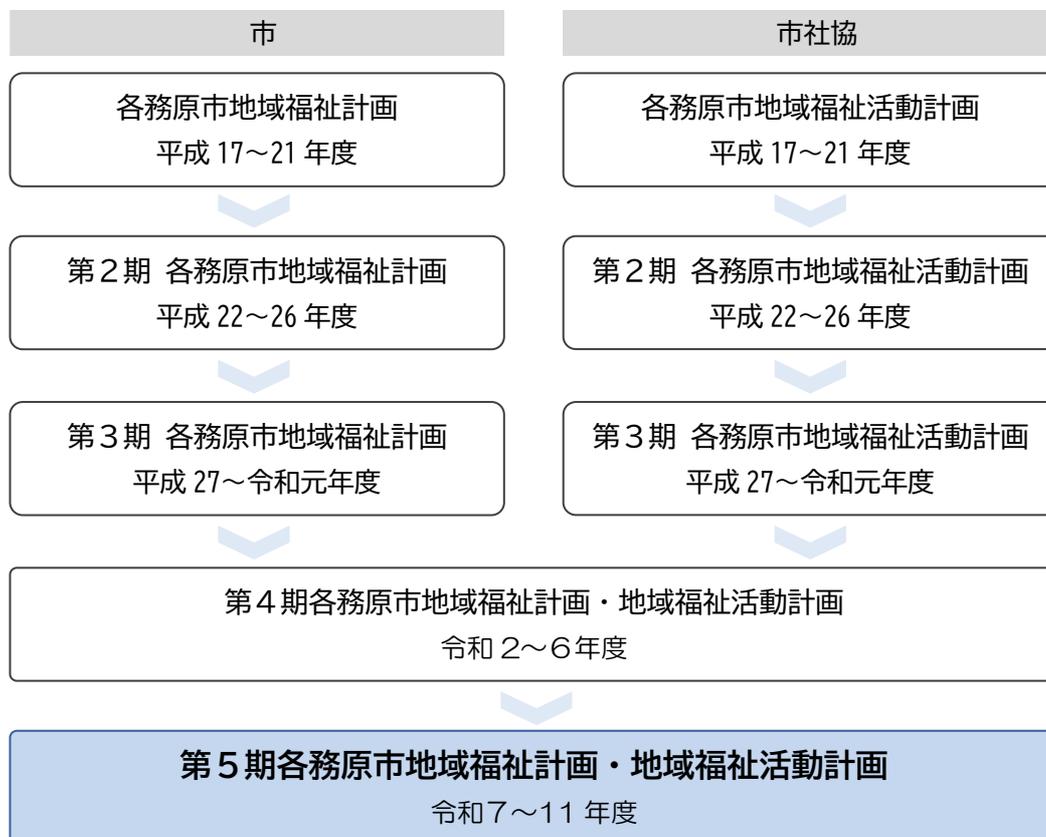
各務原市（以下、「本市」という。）では、平成 17 年度から 3 期にわたり、「各務原市地域福祉計画 かかみがはらハートフルプラン」を策定し、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に向け、地域福祉に関する様々な施策を推進してきました。

各務原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）においても、平成 17 年度から 3 期にわたり、「各務原市地域福祉活動計画 いきいきプランかかみがはら」を策定し、小地域における住民同士の関係性の広がりを軸として、ボランティアハウス*や近隣ケアグループ*の充実に取り組み、地域福祉活動を展開してきました。

令和 2 年 3 月には、多様化・複雑化する地域の福祉課題や新たな問題の解決に向けて、市と市社協がより連携を密にして取り組むため、両計画を一体化した「第 4 期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「前回計画」という。）を策定しました。

今回、前回計画の計画期間満了を迎えることから、国や県の動向、地域社会を取り巻く環境の変化、それに伴う地域生活課題に対応するため、「第 5 期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

なお、本計画においても、引き続き「第 5 期各務原市地域福祉計画」と「第 5 期各務原市地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、官民協働による地域福祉の推進を図ります。



2 計画の概要

(1) 計画の根拠となる法律等

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づいて策定する市町村の行政計画であり、地域福祉を推進するための「理念」や「方向性」を示す計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員*などの地域福祉活動を行う者や福祉分野の専門職などが相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

また、本計画の一部を再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく「再犯防止推進計画」、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定に基づく「自殺対策計画」として位置づけ策定しました。

■社会福祉法（令和 3 年 4 月 1 日改正）抜粋

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■再犯防止推進法（平成 28 年 12 月 14 日施行）抜粋

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

■自殺対策基本法（平成 28 年 4 月 1 日改正）抜粋

（都道府県自殺対策計画等）

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である各務原市総合計画との整合性を保ちながら策定しました。また、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がいのある人、子どもなど、福祉分野の個別計画の上位計画とするとともに、防災・防犯、まちづくりなど、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

■計画の位置づけ



(3) 計画の期間

本計画の期間は、市の最上位計画である総合計画前期基本計画の期間に合わせ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度の改正、地域の状況などを踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

■計画の期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
各務原市総合計画	後期基本計画					次期 前期基本計画				
各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画	第4期					第5期				
かかみがはら高齢者総合プラン	第8期		第9期			第10期				
各務原市障がい者スマイルプラン 障がい者計画	第5次					第6次				
各務原市障がい者スマイルプラン 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第6期・第2期		第7期・第3期			第8期・第4期				
各務原市こどものみらい応援プラン	第2期子ども・子育て支援事業計画					こども計画				
かかみがはら元気プラン21	第4次					第5次				

3 地域の範囲の考え方

本計画は、市全体を対象として策定しますが、市民に身近な助けあい、支えあい活動の促進や、地域課題によりきめ細かな対応をしていくためには、一定の「地域の範囲」を想定しておく必要があります。

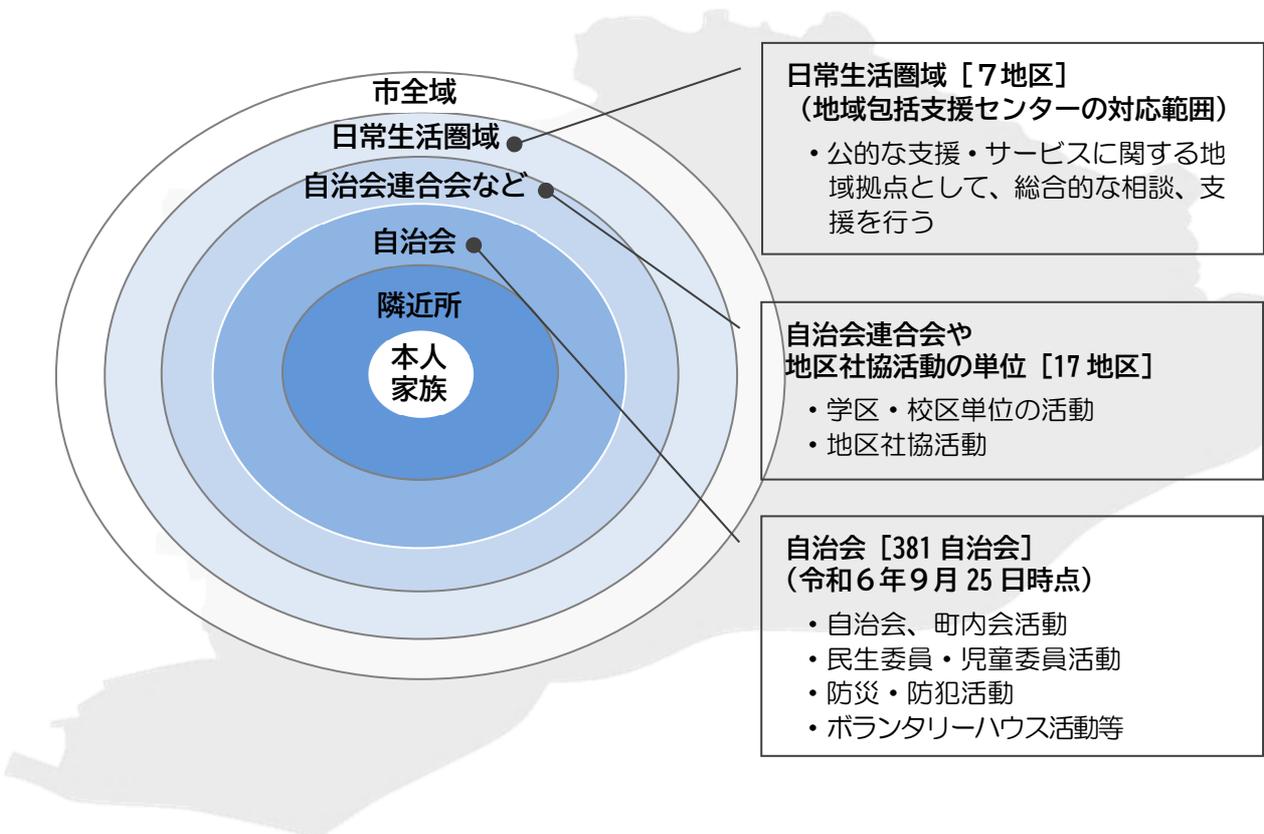
本市には、381の自治会のほか、17の自治会連合会があります。また、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）は、概ね自治会連合会を単位として組織しています。

自治会連合会や地区社協活動の単位となる市内17地区の範囲は、市民が主体的に地域福祉活動を展開できる範囲であり、市と市社協が連携して、本市の地域福祉を推進して行く上で、重要な区分であると考えます。

しかし、専門的な支援や、地域共通の課題への対応を図る範囲として、より広域的に地域福祉活動に取り組む区分も重要です。

そのため、本計画では、実際に地域福祉活動が行われている市内17地区の自治会連合会・地区社協活動を重視しつつも、地域包括支援センター*が設置されている介護保険の日常生活圏域*である7地区など、重層的に地域を捉えていきます。

■「地域の範囲」のイメージ



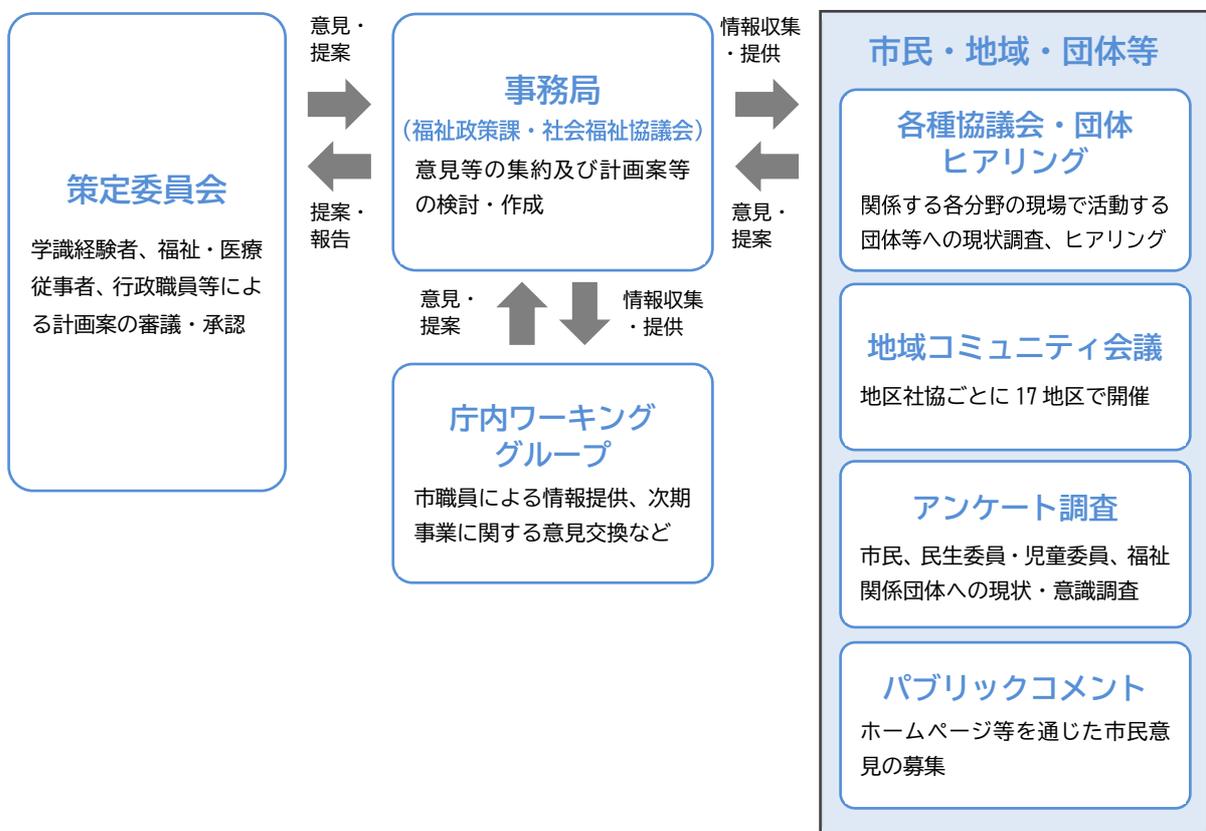
4 計画の策定体制

本計画に市民や地域、団体などの意見を反映するため、策定にあたって市民や民生委員・児童委員、福祉関係団体を対象としたアンケートや関係団体等へのヒアリング、地域コミュニティ会議を実施するとともに、策定委員会において、課題の整理や計画案などの検討を行いました。

また、市職員で構成する市内ワーキンググループを開催し、策定にあたっての情報提供や事業に関する意見交換などを行いました。

さらに、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に市民の意見を反映させることを目的として、パブリックコメント*を実施しました。

■計画の策定体制



5 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 地域福祉に関する事項

① 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月閣議決定)

少子高齢化や家族構造の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、近所付き合いの希薄化などにより、制度のはざまの問題や、複合的な課題を抱える世帯などの問題が生じており、既存の制度では解決が難しい状況がみられました。こうした状況を受け、平成 27 年 9 月にとりまとめられた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、福祉の提供において、「包括的な相談から見立て、支援調整の組み立てに加えて、資源開発し、総合的な支援が提供され、誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり」を行う新しい地域包括支援体制を構築するとともに、新しい支援体制を支える環境の整備(人材の育成・確保等)を行い、地域住民の参画と協働により、誰もが支えあう共生社会の実現を目指す必要があるとの旨が示されました。さらに、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会*」の実現が盛り込まれました。

■地域共生社会とは

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

② 「社会福祉法」の改正(平成 30 年 4 月施行)

平成 28 年 6 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により「社会福祉法」の一部が改正されました。この改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、「地域福祉計画」の充実にあたって地域福祉計画に福祉の各分野における共通事項を定めること、「地域福祉計画」を分野別計画の上位計画として位置づけることが示されました。

この考え方に基づき、平成 29 年 12 月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画に反映させるべき事項(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン)が示されました。

また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の付則では、公布後 3 年(令和 2 年)を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。これを踏まえ、国では、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」を開催し、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべ

き機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について検討が進められました。令和元年12月に公表された最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであるという提言が示されました。

③「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の制定 (令和3年4月施行)

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、重層的支援体制整備事業*の創設等が規定されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ*等を通じた継続的支援）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

■重層的支援体制整備事業における3つの支援

Ⅰ Ⅱ Ⅲの支援を一体的に実施	Ⅰ 相談支援	包括的な相談支援体制 ・属性や世代を問わない相談の受け止め ・他機関の協働をコーディネート ・アウトリーチも実施
	Ⅱ 参加支援	・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用 ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）
	Ⅲ 地域づくりに向けた支援	住民同士の顔の見える関係性の育成支援 ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

④「孤独・孤立対策推進法」の制定（令和6年4月施行）

近年、社会環境の変化により、職場内・家庭内・地域内における関わりあい、支えあう機会が減少し、誰もが「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

このような状況のなかで、令和3年2月に内閣官房に「孤独・孤立対策担当室」が設置され、令和3年12月には「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

さらに、令和5年6月に「孤独・孤立対策推進法」が公布され、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」や「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すための、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等が規定されました。

■「孤独・孤立対策推進法」の基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

⑤「第5期岐阜県地域福祉支援計画」（令和6年3月策定）

岐阜県では、平成16年3月に「岐阜県地域福祉支援計画」が策定され、地域福祉に関する取組が推進されてきました。その後、令和6年3月には、福祉分野の施策を効果的に推進するため、各福祉分野の個別計画である「岐阜県高齢者安心計画」及び「岐阜県障がい者総合支援プラン」を一体化した「第5期岐阜県地域福祉支援計画」が策定され、6つの施策の柱を基に、取組が進められています。

■「第5期岐阜県地域福祉支援計画」の基本理念と施策の柱

<基本理念> 誰もが「生きがい」と「つながり」を感じ、安らかに暮らせる地域づくり

<基本施策（施策の柱）>

- 1 既存の制度や分野の壁を超えた包括的支援体制の整備
- 2 市町村が行う地域福祉推進の取組への支援
- 3 住民主体の地域づくりに向けた環境整備
- 4 誰もが安全・快適に生活できる「福祉のまちづくり」の推進
- 5 福祉人材の確保・育成
- 6 質の高い福祉サービスの提供促進

（2）再犯防止に関する事項

①「再犯防止推進法」の制定（平成28年12月施行）

刑法犯の検挙者数は、全国的に減少傾向にある一方で、再犯者率（刑法犯検挙人数員に占める再犯者の割合）は年々増加傾向にあり、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成28年12月に「再犯防止推進法」が公布・施行され、再犯の防止等に関する施策を実施するなどの責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策を推進する計画を定めるよう努めることが規定されました。

②「第二次再犯防止推進計画」の策定（令和5年3月閣議決定）

「再犯防止推進法」に基づき、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。その後、令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、7つの重点課題について、96の具体的施策が推進されています。

■国の「第二次再犯防止推進計画」における5つの基本方針及び7つの重点課題

<5つの基本方針>

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

<7つの重点課題>

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

③「第2期岐阜県再犯防止推進計画」（令和6年3月策定）

岐阜県では、平成30年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」、令和6年3月に「第2期岐阜県再犯防止推進計画」が策定され、再犯防止に関する施策が総合的に推進されています。

■「第2期岐阜県再犯防止推進計画」の基本方針と施策体系

<基本方針> 犯罪をした者等が、あらゆる段階において切れ目なく必要な支援を受けられるとともに、県民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰し、地域に定着できるよう支援することにより、県民の犯罪被害を防止する。

<基本施策（施策の柱）>

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1 地域による包摂・連携体制の推進 | 2 就労・住居の確保 |
| 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進 | 4 学校等と連携した修学支援 |
| 5 様々な課題を抱える者への効果的な支援 | 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 |

(3) 自殺対策に関する事項

① 「自殺対策基本法」の改正（平成28年4月施行）

我が国の自殺者数は、平成10年に急増して3万人を超え、その後も3万人前後の高い水準で推移してきたことから、自殺は深刻な社会問題として認識され、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行されました。「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない」と定められ、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として捉えられました。

さらに、平成28年3月に「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が公布され、目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」が追加されました。また、地域の実情に即した自殺対策のさらなる取組の推進が明記され、都道府県と市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。

② 「第4次自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）

自殺対策基本法に基づき、平成19年6月に自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。その後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われ、令和4年10月には、「第4次自殺総合対策大綱」が閣議決定され、新たに「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策のさらなる推進・強化」などが位置づけられました。

■ 「第4次自殺総合対策大綱」の基本理念と基本方針

<基本理念> 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

<自殺対策の基本方針>

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

③ 「第4期岐阜県自殺総合対策行動計画」（令和6年3月策定）

岐阜県では、平成21年3月に「自殺総合対策行動計画」を策定し、平成29年4月には、岐阜県精神保健福祉センター内に「岐阜県地域自殺対策推進センター」を設置するなど、総合的な自殺対策が進められてきました。

令和6年3月には、「第4次自殺総合対策大綱」を踏まえた「第4期岐阜県自殺総合対策行動計画」が策定されました。

■「第4期岐阜県自殺総合対策行動計画」の基本理念と基本方針

<基本理念> 「誰も自殺に追い込まれることのない岐阜県」の実現を目指す

<自殺総合対策の基本方針>

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 県、市町村、関係団体、民間団体、企業及び県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮に取り組む

(4) SDGsの推進

平成27年の国連サミットで2030年までの先進国を含む国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsでは、国際社会全体で地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する17の目標と169のターゲットが示されています。

■SDGs17の目標

